

新型コロナウイルス感染症に係る 群馬県高体連主催大会等実施ガイドライン【Ver.6】

令和3年10月20日
群馬県高等学校体育連盟

1. はじめに

本ガイドラインは、日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び群馬県が作成した「社会経済活動再開に向けたガイドライン」、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン」に基づき、本連盟における大会再開後の指針として作成しました。

各専門部におかれましては、本ガイドラインや競技団体が作成する各競技別のガイドライン等に従って感染拡大防止を徹底し、安全な大会運営に取り組んでいただきますようお願い致します。

なお、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後見直すことがあり得ることにご留意ください。

2. 県高体連主催大会開催に当たっての基本的考え方

群馬県のイベント開催や教育活動の方針に従うとともに、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件が整うことを開催の条件とします。

- ① 群馬県の行動基準において部活動が実施できる状況になっている。
- ② 学校教育活動が実施されている。
- ③ 部活動が一定期間活動できない状況が生じた場合は、活動が再開した後に、競技特性を踏まえて、生徒が健康・安全（傷害予防や熱中症予防を含む）に参加できる期間を設ける。
- ④ 感染症拡大防止及び熱中症にならないための対策が十分にとれている。

3. 大会開催時の感染防止策について

この内容は、あくまで包括的な事項であり、各大会の特性等を勘案して、下記以外に感染拡大防止のための必要な取り組みを適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

1) 全般的な事項

- ① 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること。
- ② 各事項がきちんと遵守されているか会場内及び敷地内（駐車場含む）を定期的に巡回・確認すること。
- ③ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日は役員・補助役員・参加者の体調を書面により確認し、提出された書面について、保存期間（少なくとも1ヶ月以上）を定めて主催者が一括して保存しておくこと。
- ④ 大会に参加する全ての者（選手・顧問・役員等会場内に入る者）は、競技中以外はマスクを着用すること。
- ⑤ 必要に応じて医療スタッフ等を常駐させる（参加者が300人以上の場合は特に）など、適切な環境で開催されるよう配慮を行うこと。
- ⑥ 大会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと。（事務局対応）
- ⑦ 群馬県作成「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」にある「イベント等の開催、参加について」の人数上限・収容率の範囲内で開催すること。
- ⑧ 大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置する。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置する。なお、指定がない場合は「会場責任者」が感染防止の責任者を兼ねるものとする。責任者は、体調不良者への対応や検査等が必要となった場合は関係機関との連携や調整等を行うこと。
- ⑨ 参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止

の責任者を配置するものとする。指定がない場合は引率者が担うものとする。

2) 大会申込時の申告せ事項

- ① 選手が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること。(大会当日に書面で確認を行う)
 - A) 体調がよくない場合 (例:37.5°C以上の発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - B) 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - C) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること。(参加受付時や着替え時等の運動を行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できる限り 2 m以上)を確保すること。
- ⑤ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑧ 観客については、当面の間は「無観客」を基本とするが、保護者の入場については、各競技会場等の実情を踏まえ別途協議の上、専門部ごとに決定すること。

3) 大会会場で準備すべき事項

- ① 手洗い場所
 - A) 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
 - B) 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
 - C) 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオル用意させること。
 - D) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。
 - E) 利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限等を行うこと。
- ② 更衣室、休憩・待機スペース
 - A) 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。
 - B) ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
 - C) 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等)については、こまめに消毒すること。
 - D) 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること。
 - E) スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること。
- ③ 洗面所
 - A) トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒すること。
 - B) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
 - C) 手洗い場には石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
 - D) 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
 - E) 参加者には、手洗い後に手を拭くためのマイタオル用意させること。
 - F) 利用者が密な状態になる恐れがある場合は、入場制限等を行うこと。
- ④ 飲食
 - A) 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
 - B) 役員・選手とも、飲食場所は広さにはゆとりを持たせ、他の者と密になることを避けること。
 - C) 大会中の飲食は必要最低限にとどめ、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
 - D) 選手の飲食は、参加校の責任において喫食させるとともに、ゴミはすべて持ち帰らせること。

⑤ 会場

- A) 大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。
- B) 換気設備を適切に運転すること。
- C) 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。
- D) 怪我人の処置室とは別に体調不良者用の待機場所を設置すること。

⑥ ゴミの廃棄

- A) 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。
- B) マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。

4) 大会当日の受付時の留意事項

- ① すべての参加者に、「健康状態申告書」にて健康観察を行い、必要と思われる場合には検温を行うこと。
- ② 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ③ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。
- ④ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ 大会等の開催前に、厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている通知サービスの活用を促すこと。

5) 大会参加者への対応

① 体調の確認

引率責任者から参加者について以下の事項を記載した書面の提出を求めること。

※個人情報の取扱いに十分注意する。

- A) 氏名、性別、年齢、(住所、連絡先(電話番号) ※生徒は別紙にて参加者名簿への記載可)
 - B) 大会当日の体温
 - C) 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - D) だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - E) 嗅覚や味覚の異常
 - F) 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - G) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- #### ② マスク等の準備
- A) 参加者がマスクを準備しているか確認すること。
 - B) 参加の受付、着替え、片付け等の運動を行っていない間については、マスクの着用を求めること。(運動中のマスクの着用は顧問等の判断によるものとする)
- #### ③ 大会参加前後の留意事項
- A) 大会の前後のミーティング等においても、三つの密を避けること。
 - B) 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること。
 - C) 感染症対策については、会場内及び敷地内(駐車場含む)でも遵守すること。

6) 競技上の留意点

① 十分な距離の確保

- A) 競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。
- B) 強度が高い競技の場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること。
- C) 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をすることがあること。

- ② 運動中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

- ③ タオルやボトル等の共用はしないこと。
- ④ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話は控えめにすること。
- ⑤ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

7) 選手が遵守すべき事項

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。なお、判断が困難な場合は学校と協議すること。（利用当日に書面で確認を行う）
 - A) 体調がよくない場合（例:37.5℃以上の発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - B) 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
 - C) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること。（参加受付時や着替え時等の運動を行っていない際や会話をする際には マスクを着用すること）
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できる限り 2 m以上）を確保すること。
- ⑤ 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ 大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑧ 大会の前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること。

8) 部員又は部顧問（関係指導者）の感染が判明した場合の対応

- ① 大会前
 - A) 当該部員、顧問、濃厚接触者と特定された者の出場は認めないこと。
 - B) 団体競技においては、参加申込後の選手変更を認めること。
 - C) 個人競技においては、欠場とすること。
- ② 大会期間中
 - A) 大会に参加する全ての者（選手・顧問・役員等会場内に入る者）は、必ず当日の朝、自宅で検温を行い、37.5℃未満であることを確認すること。
 - B) 特に選手については、引率責任者が責任をもって体調を確認し、書面を受付で提出すること。
 - C) 大会中に発熱等の症状を訴える者を確認した場合は、保護者の迎えを依頼するとともに、群馬県高体連事務局・群馬県教育委員会健康体育課と協議の上、対応を決定すること。
- ③ 大会後
 - A) 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従うこと。
 - B) 当該の専門部は、速やかに事故報告書（様式 6-4）を高体連事務局へ提出し、大会当日に会場内にいたすべての者に連絡をすること。

9) その他

- ① 会場への移動等は各学校で責任をもって集団感染のリスク（3密の条件）を避けること。
- ② 今後、社会情勢が大きく変化し、通常为社会生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない。
- ③ 大会開催のほか、県高体連主催の会議や講習会等については、県作成の「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン」に基づいて計画・実施すること。
- ④ 本ガイドライン及び各競技団体のガイドライン等では不明確な部分については、事前に各競技団体や上位団体に確認の上、対応すること。